	A　測定単位の数値 B　居宅介護サービス等受給者数 C　施設介護サービス受給者数 ［2・3　略］ ［1・2　略］	
十　農業行政費	農家数	3　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $(0.0393 \times B + 0.0103 \times C + 19.7327 \times D) / A$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B　基幹的農業従事者数 C　耕地面積 D　市町村数 ［4～6　略］ 7　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $(0.0525 \times \alpha + 0.0335 \times \beta + 0.0048 \times \gamma) / A$ 算式の符号 A　測定単位の数値 α　田の面積 β　畑の面積 γ　牧草専用地の面積 ［8～10　略］ 1　密度補正Ⅰに用いる密度は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「地位協定」という。）第一条に規定する合衆国軍隊の構成員、軍属及び家族で当該都道府県に居住する者の数として総務大臣が通知した数に五三・五七一を乗じて得た数と地位協定第二条第一項の施設及び区域に係る土地の面積として総務大臣が通知した数に三、〇三五・七を乗じて得た数と自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第一項に規定する自衛隊の用に供する土地の面積として総務大
十一　地域振興費	人口	

	A　測定単位の数値 B　居宅介護サービス等受給者数 C　施設介護サービス受給者数 ［2・3　同上］ ［1・2　同上］	
十　農業行政費	農家数	3　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $(0.0382 \times B + 0.0100 \times C + 19.1582 \times D) / A$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B　基幹的農業従事者数 C　耕地面積 D　市町村数 ［4～6　同上］ 7　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $(0.0510 \times \alpha + 0.0325 \times \beta + 0.0046 \times \gamma) / A$ 算式の符号 A　測定単位の数値 α　田の面積 β　畑の面積 γ　牧草専用地の面積 ［8～10　同上］ 1　密度補正Ⅰに用いる密度は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「地位協定」という。）第一条に規定する合衆国軍隊の構成員、軍属及び家族で当該都道府県に居住する者の数として総務大臣が通知した数に四九・四二三を乗じて得た数と地位協定第二条第一項の施設及び区域に係る土地の面積として総務大臣が通知した数に二、八〇〇・七を乗じて得た数と自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第一項に規定する自衛隊の用に供する土地の面積として総務大
十一　地域振興費	人口	